

第1日午前 第5会場 自由論題報告要旨

欧州銀行業と金融規制改革 —ドイツ、イギリスを中心に—

高橋和也（日本証券経済研究所）

欧米の金融機関は事業モデルの大きな転機点を迎えている。世界金融危機以降、EUでは名だたる大銀行が自主的であれ半ば強制であれ公的支援の対象となったが、いくつかの加盟国ではそれが国家財政の持続可能性を脅かすまでに至った。一連の金融機関救済劇による預金者の混乱や銀行関係者の不祥事が納税者の反発を招き、欧米の金融規制はその強化に向けて大きく転換したのである。

大西洋を挟んだ米国ではドット・フランク法がすでに成立しているが（ボルカー・ルールは一部検討中）、欧州もまた預金取扱機関に対して規制を強化する方針を示している。EUレベルでの銀行規制改革の議論についてみると、2012年10月、フィンランド中央銀行のErkki Liikanen総裁を座長とする専門家グループが欧州委員会に提出した報告書（「リーカネン報告書」）において、銀行本体から自己勘定取引、マーケット・メイキング、その他の重大なトレーディング取引を分離することが提言されている。現在、この報告書に関して欧州委員会が法案を提出するかどうか民間有識者等と意見調整をおこなわれている。EU、なかでも大陸欧州では、ながらくユニバーサル・バンク制のもとで銀行が銀行業と証券業を兼業することが認められてきたが、上記の規制案が“そのまま”導入されることになれば、欧州の銀行業は新たな局面を迎えることとなる。

EU各加盟国レベルに目を移すと、本報告で取り上げる英独では独自の銀行規制改革が進められている。英国ではSir John Vickersを委員長とする独立銀行委員会が、2011年9月の報告書のなかで、いわゆる「リテール・リングフェンス」（銀行グループ内においてリテール銀行とホールセール・投資銀行を分離）を提案し、翌2013年2月には、法案が議会に提出されている。他方、ドイツ連邦議会は2013年5月、一定規模以上の自己勘定取引、ヘッジ・ファンド向け業務等を銀行グループ外へ分離することを求める銀行分割法案を可決されており、ドイツ国内の10行程度が影響を受けるものと考えられる。ただし、リーカネン報告書が禁止を提案した銀行のマーケット・メイキングへの参加は容認されている（同年2月にフランスで可決された法案は、自己勘定取引等を銀行本体から子会社へ分離することを求める点でドイツと異なるが、マーケット・メイキングへの参加については同じく認めている）。

このように、欧州における将来のユニバーサル・バンクの在り方について示したはずのリーカネン報告書に対し、現状、EU各加盟国レベルで検討中あるいは成立した銀行改革は一枚岩とは呼び難い。本報告では、特に英独およびEUレベルの銀行改革（案）の相違点と論点を整理するとともに、こうした規制の影響を受けると考えられる主要行の対応について併せて検討する。